

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前							改 正 後						
(前 略)							附 則 この規程は、令和4年4月26日から施行する。						
別表第1 } (略)							別表第1 } (同 左)						
別表第2 }							別表第2 }						
別表第3							別表第3						
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)							(同 左)						
大学院 法学研究科	大学院 法学研究科	法学政 学次 治学 代研 究者 育成 プロ ジェ クト	講師	6年 ただし、 再任の場 合にあっ ては1年	可 ただし、 1回限り		大学院 法学研究科	大学院 法学研究科	法学政 学次 治学 代研 究者 育成 プロ ジェ クト	講師 助教	(同 左)		
(略)							(同 左)						
別紙様式 (略)							別紙様式 (同 左)						